



排出者（消費者等）に対する 周知・広報活動等について

令和8年2月13日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室
経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

各主体が連携した周知・広報活動の概要

家電リサイクルルート「入口」に位置している消費者等(排出者)により、特定家庭用機器廃棄物が適切に引き渡されることを確保するため、国、製造業者等、小売業者等の関係者が相互に連携しながら消費者に対する普及啓発を実施。

① 幅広い関係者間の協力に基づく普及・啓発

➤ 商業組合と経済産業局・地方環境事務所との意見交換

- ◆ 経済産業局・地方環境事務所は、都道府県商業組合総会・理事会・消費者懇談会等で、小売業者や消費者等へ家電リサイクル法に係る説明・意見交換等を実施。

➤ 関係者の協力に基づく広報コンテンツの制作と展開

- ◆ 家電量販店や地域電機店の店頭、国や自治体の公共施設、有識者の大学・会社、製造業者等のオフィス・工場、消費者団体の事務所などにおいてポスターを積極的に掲示。
- ◆ 特にエアコンの買換えが多い夏場を重点広報期間と位置付け。
- ◆ 経済産業省と指定法人とが特設サイトを開設し、引き続き正しい処分方法を案内。
- ◆ 「政府広報オンライン」や「METI Journal」にも記事を掲載、多重的な広報を実施。

政府広報オンライン「家電4品目は正しい処分を！違法な「不用品回収業者」には要注意。」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201909/1.html>)

METI Journal「再確認したい！家電4品目のリサイクル」

(<https://journal.meti.go.jp/60sec/8348/>)

② 経済産業局・地方環境事務所等による家電リサイクルプラント見学会

10月の3R推進月間を中心に、家電リサイクルプラント見学会を実施。消費者団体や小売業者、一般消費者の方々にご参加いただいている。



(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html)



(<http://www.aeha-kadenrecycle.com/select/>)

排出者の属性・行動に着目した周知・広報活動

① 消費者の排出時の行動に着目した周知・広報活動

- ◆ 違法な不用品回収業者に関する住民向けチラシのひな形を環境省において作成し、毎年自治体(市町村)職員向けセミナーにて配布。
- ◆ 引越時に家電を処分しようとする排出者向けに、適切な排出方法を案内するチラシを作成・公開。
- ◆ 経済産業省では、指定法人の協力を得て、排出者や小売業者等の家電リサイクル実務担当者向けのパンフレットを作成(R6更新)。制度の概要や関係者の法令上の義務、正しい排出や適正な引取り・引渡しを詳細に解説。
- ◆ 指定法人において、家電リサイクル法の認知度調査及び若年層への周知・広報活動を実施。(P4以降参照)

表面

裏面

住民向けチラシひな型

引越時における家電リサイクルの利用促進チラシ*

家電リサイクル法担当者向けガイドブック2024*

*の付いた資料は経済産業省ウェブサイト公表しています (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html)。2

排出者の属性・行動に着目した周知・広報活動

② 家電4品目を使用している事業所に対する周知・広報活動

- ◆ 建物の解体工事に伴って排出される廃家電4品目について、解体建物のオーナー（事業者・一般家庭）向けにそれぞれチラシを作成。
- ◆ 建物の解体を担当する解体工事業者向けのチラシも作成し、業界団体を通じて配布・周知。
- ◆ 引越業者向けに、家電リサイクルの利用を周知するため、チラシ・リーフレットを作成・公開。
- ◆ 備付けルームエアコンの排出台数が多いとみられる事業者に対して適正な排出を促すため、業界誌に記事・広告を掲載（R4加筆）。
- ◆ 賃貸管理業者向けに、家電リサイクルの小売業者該当性を周知するため、リーフレットを作成し、業界団体を通じて配布・周知。

解体工事発注事業者の皆様へ

家電4品目は「正しくリサイクルしてください」

- ◆ エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ◆ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機

家電4品目は、建物解体工事の対象品目です。

家電4品目は、建物解体工事の前、残物の所有者において、家電リサイクル法等に基づき正しくリサイクルしてください。

また、建物解体工事の際、建築物に設置された廃家電4品目については「残置物」です。建築物解体時の残置物については、解体工事の発注者ではなく、当該建築物の所有者等に処理責任があるため、解体工事前、当該建築物の所有者等により家電リサイクル法等に基づき正しくリサイクルしてください。

事業所から排出される家電4品目については「残置物」です。建築物の解体時に当該建築物の所有者等が処理した廃棄物（残置物）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（解体物）とは異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあり、建築物解体の際に搬出された廃家電4品目は、「残置物」に該当します。

② 残置物である廃家電4品目は、家電リサイクル法等に則して扱ってください。

※残置物は、建築物の所有者等があらかじめ撤去するが本来のルールである「解体工事発注者に説明の上、廃家電4品目については「家電リサイクル法に則した適正な処理（廃棄）」を解体工事発注者を通じて依頼してください。（解体工事発注者向けチラシを添付いたします。）

③ 解体工事発注者等から廃家電4品目の収集運搬を依頼された場合、以下の点に注意してください。

① 建築物解体の際に搬出された廃家電4品目が一般廃棄物にある場合（一般家庭から排出される家電4品目である場合）、その収集運搬を委託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

② 一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理委託が必要となります。

③ 産業廃棄物収集運搬業の許可を得た事業者（「家電4品目の処理委託先事業者」）は、この節で定められた、詳細については、経済産業省ホームページに掲載している「廃棄物の処理に関する資料」を参照してください。

④ 建築物解体の際に搬出された廃家電4品目が産業廃棄物にある場合（事業所から排出される家電4品目である場合）、排出事業者からその収集運搬を委託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

⑤ 家電4品目は、指定引取場所へ持ち込んでリサイクルしてください。

特に、家庭用エアコン（室内機・室外機）に注意！

具体的な処分方法については、下記サイトを御覧ください。
「事業所で使用していた廃家電のリサイクル案内」
（一般向け・事業者向け）
<https://www.kaiketsukr.com/business/>

家電4品目の処分（廃棄）において、小売業者へ引取りを依頼する場合、建築物解体の前には、確認し、お対応ください。期間の経過を待たず、小売業者へ引取りを依頼してください。

経済産業省・環境省リーフレット
家電4品目を使用している事業者向け資料
http://www.meti.go.jp/policy/it_recycle/shiryoushu/shiryoutu.html

環境省
資源循環・廃棄物政策課

解体工事業者の皆様へ

家電4品目は「正しくリサイクルしてください」

- ◆ 家電4品目（エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、いずれも家庭用機器に限る。）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電4品目」という。）は、家電リサイクル法等に基づき処理する必要があります。

① 建築物解体の際に搬出された廃家電4品目は「残置物」です。

② 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が処理した廃棄物（残置物）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（解体物）とは異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあり、建築物解体の際に搬出された廃家電4品目は、「残置物」に該当します。

③ 解体工事発注者等から廃家電4品目の収集運搬を依頼された場合、以下の点に注意してください。

① 建築物解体の際に搬出された廃家電4品目が一般廃棄物にある場合（一般家庭から排出される家電4品目である場合）、その収集運搬を委託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

② 一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理委託が必要となります。

③ 産業廃棄物収集運搬業の許可を得た事業者（「家電4品目の処理委託先事業者」）は、この節で定められた、詳細については、経済産業省ホームページに掲載している「廃棄物の処理に関する資料」を参照してください。

④ 建築物解体の際に搬出された廃家電4品目が産業廃棄物にある場合（事業所から排出される家電4品目である場合）、排出事業者からその収集運搬を委託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

⑤ 家電4品目は、指定引取場所へ持ち込んでリサイクルしてください。

経済産業省・環境省リーフレット
家電4品目を使用している事業者向け資料
http://www.meti.go.jp/policy/it_recycle/shiryoushu/shiryoutu.html

環境省
資源循環・廃棄物政策課

引越業者の皆様へ

家電4品目は「正しくリサイクルしてください」

- ◆ 家電4品目（エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、いずれも家庭用機器に限る。）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電4品目」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適正に製造業者等（指定引取場所）に引き渡す必要があります。

◆ このため、お客様（排出者）から廃家電4品目の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

引越業者がとるべき適切な対応

① 引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

◆ 消費者（排出者）からの引取義務

◆ 製造業者等への引取義務

◆ このほか、収集運搬料金の公表・店舎（リサイクル料金を含む）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・保管等義務があります。

経済産業省・環境省リーフレット
家電4品目を使用している事業者向け資料
http://www.meti.go.jp/policy/it_recycle/shiryoushu/shiryoutu.html

環境省
資源循環・廃棄物政策課

賃貸住宅オーナーの皆様へ

家庭用エアコンは「家電リサイクル法」の対象です！

賃貸住宅の家庭用エアコンは、解体時に正しくリサイクルしていただくことが、環境保護のために重要です。

① 引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

② 製造業者等への引取義務

③ このほか、収集運搬料金の公表・店舎（リサイクル料金を含む）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・保管等義務があります。

経済産業省・環境省リーフレット
家電4品目を使用している事業者向け資料
http://www.meti.go.jp/policy/it_recycle/shiryoushu/shiryoutu.html

環境省
資源循環・廃棄物政策課

賃貸管理業者の皆様へ

家電リサイクル法の意義

賃貸管理物件等に備え付けられている家庭用エアコンを処分する場合は家電リサイクル法に基づき「家電リサイクル法」の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電4品目」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適正に製造業者等（指定引取場所）に引き渡す必要があります。

◆ このため、お客様（排出者）から廃家電4品目の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

賃貸管理業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

◆ 消費者（排出者）からの引取義務

◆ 製造業者等への引取義務

◆ このほか、収集運搬料金の公表・店舎（リサイクル料金を含む）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・保管等義務があります。

経済産業省・環境省リーフレット
家電4品目を使用している事業者向け資料
http://www.meti.go.jp/policy/it_recycle/shiryoushu/shiryoutu.html

環境省
資源循環・廃棄物政策課

解体工事発注事業者向けチラシ*

解体工事業者向けチラシ*

引越し業者向けの家電リサイクル周知チラシ*

賃貸オーナー向け記事広告*

賃貸管理業者向けの家電リサイクル周知チラシ*

*の付いた資料は経済産業省ウェブサイト公表しています (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryoushu/shiryoutu.html)。 3

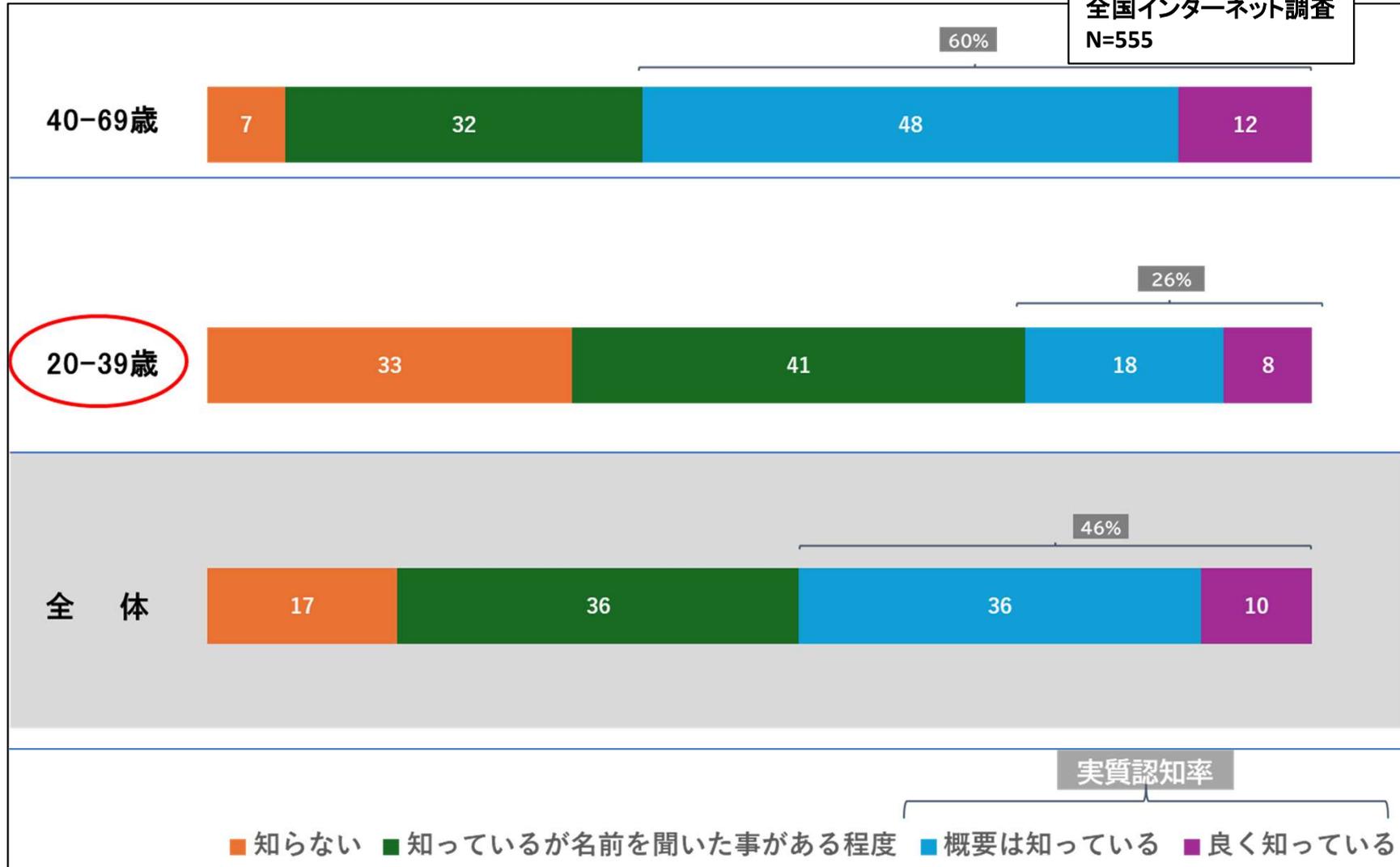
家電製品協会 周知、広報活動

家電リサイクル法認知率

- ▶ 全年代で見ると認知率は50%弱。
しかし排出経験の少ない若年層(20,30歳代)では30%以下と大きく見劣る。

Q「家電リサイクル法」をご存じですか？

24年10月実施
全国インターネット調査
N=555



家電リサイクル制度広報活動

➤ 若年層をターゲットに啓発活動を集中展開中

①パラパラ漫画を活用したSNSターゲティング啓発（月間約40万人、年間約500万人ペースで啓発中）



20代若者ターゲット(24年12月～)

YouTube / X / Instagram



30代子育て世代ターゲット(25年6月～)

YouTube / X / Instagram



②屋外大型ビジョンを活用した啓発

③常設啓発会場の充実



・東京科学技術館



・おおさかATCグリーンエコプラザ



直近の認知度推移

➤ 集中的に啓発している若年層を中心に認知度は少しずつ向上

上段 25年度調査結果

下段 24年度調査結果

Q 「家電リサイクル法」をご存じですか？

単位：%

